

広島県告示第八百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十七年広島県告示第四百二十五号			
	平成二十八年広島県告示第二百六十九号			
所在地	広島県広島市安佐北区可部町桐原及び同区可部町大字桐原地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	桐原川支川一三（六二六） 土石流	の自然現象類 の自然現象類	土砂災害 土砂災害
	区域の名称	根谷川支川八〇（二二二） 土石流		